

緊急事態宣言発令中の対応について

4月7日に発令されました指定感染症「新型コロナウイルス感染症」に関わる政府の「緊急事態宣言」をうけて、当社の対応方針をお知らせ致します。

1. 在宅勤務を原則とする

従業員の安全確保を最優先に、本日より業務内容に応じ、原則として在宅勤務（テレワーク）を実施します。

在宅勤務が困難な業務、出社が必要な業務に限り、感染症対策に充分配慮した上で、時差出勤・時短・交代制等を推奨し、最小限の人員が出社し対応致します。

2. 不要不急な打ち合わせ・会議等の自粛

ビデオ会議ツール等を利用して、必要な打合せ・会議等はオンライン会議にて対応してまいります。

お客様・お取引先各位とのお打合せにつきましても、不急の場合は原則オンライン会議等の利用にご協力ください。

3. 営業活動について

緊急事態宣言発令中は、ご訪問による面談を当面控えさせていただきます。

ご用命頂いている案件、新たなご相談等につきましても、メールや電話等でこれまで通り誠実に対応させていただきます。必要時には担当営業が出社してご要望にお応え致します。何なりとお申し付けください。

尚、納品にあたっては宅配便を利用し、直接お持ちする場合でも、お客様との非接触対応とさせていただきます。

4. 出社・移動について

出社する場合には、出来るだけ社用車を利用させ、公共交通機関の利用を控えさせます。

今後の感染拡大状況および社会情勢の変化等により対策内容の見直しは随時行ってまいります。

お客様・お取引先の皆様には、ご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年4月8日

日本印刷株式会社

代表取締役社長 熊谷聖一